

児童相談所設置市の政令指定を要請しました

平成 28 年の児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、令和 6 年 3 月 26 日、文京区はこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、文京区は児童相談所を設置することができます。

1 開設時期

令和 7 年 4 月 1 日（火）

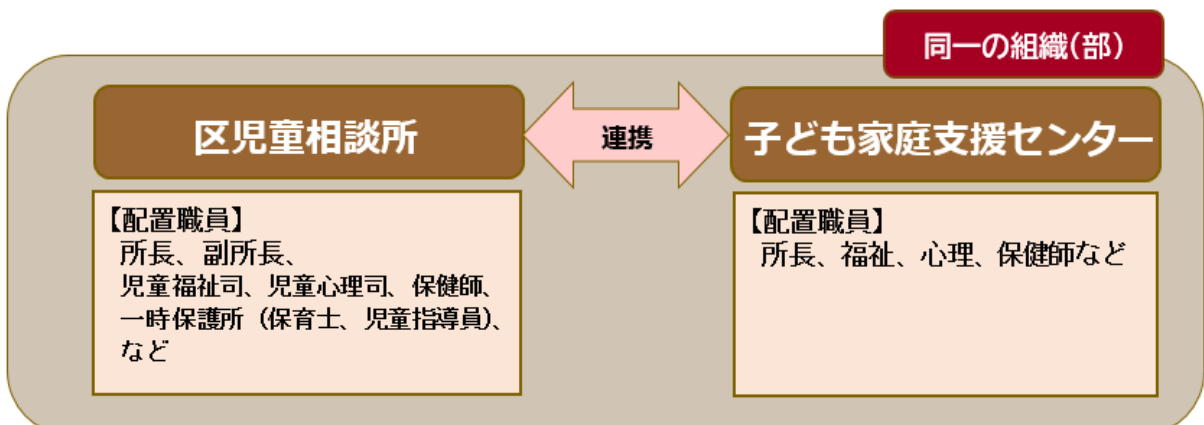
2 基本方針

本区は、児童相談所の運営にあたり、児童福祉法の理念に基づき、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、子ども一人一人が権利の主体であること、子どもの意見が尊重されることを基本としていきます。

また、子ども家庭支援センターとともに、基礎的自治体として地域住民、関係機関等と連携し、いかなる場面においても「子どもの最善の利益」を優先した支援を展開していきます。

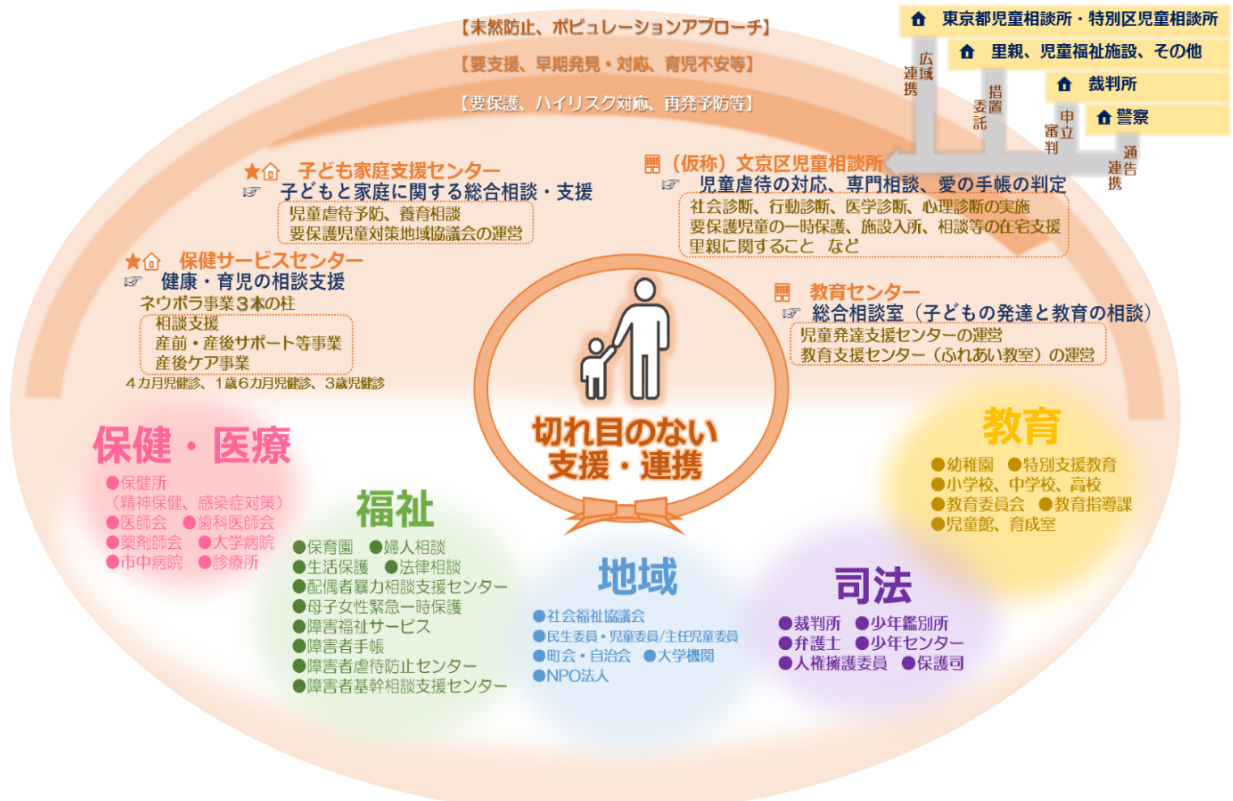
【子どもの最善の利益を守るために】

- ◎ 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- ◎ 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- ◎ 福祉、保健、教育等の行政機能や、関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。



3 文京区の新たな児童相談体制 ～子どもの最善の利益を守る～

本区では、母子保健、児童福祉及び教育等に関わる関係部署や、地域における様々な関係機関等との連携を図り、虐待の未然予防、早期発見・早期対応及び再発の防止等、子どもと家庭を中心とした、階層的な予防的支援に取り組み、本区の地域特性に応じた総合的な相談・支援体制を構築していきます。



★ 令和4年児童福祉法改正に伴い、子ども家庭支援センター（児童福祉）と保健サービスセンター（母子保健）が一層の連携を強化し、国から示されている「子ども家庭センター」としての機能の充実を検討していきます。

4 施設概要

▼案内図



▼外観（イメージ）



所在地：文京区小石川三丁目14番7号
敷地面積：1,266.55㎡
延床面積：約2,300㎡
階数：地上3階・地下1階

【問合せ先】

文京区子ども家庭部子ども家庭支援センター
児童相談所準備担当 電話：03-5803-1914